

衆議院議長 伊吹 文明
参議院議長 山崎 正昭
内閣総理大臣 安倍晋三
総務大臣 新藤 義孝
外務大臣 岸田 文雄
国家公安委員長 古屋 圭司
警察庁長官 米田 壮 殿

違法な臓器生体移植を禁じる
ことを求める意見書

青森県上北郡六戸町議会

違法な臓器生体移植を禁じることを求める意見書

中国には有効な公的臓器提供登録制度や臓器配分システムが存在せず、また、中国人は文化的に臓器贈与を忌避するにもかかわらず、中華人民共和国（PRC）が1年間に実施する臓器移植手術数は世界第二位である。

中華人民共和国の専門医が死刑囚から摘出した臓器を利用して臓器移植手術を実施し始めたのは、1980年代のことである。2001年6月、中国の王国齋医師は米国下院外交委員会で、病院側は国家安全機構と共謀して、ドナーからの書面による同意を得ずに死刑囚から臓器を摘出していた、と証言した。それらの臓器移植手術は、中国の病院側にとって大きな収入源となっている。

多くの拘束中の法輪功学習者は、家族及び仲間を守るために、自分の実名を明かさず、身分を確認できる情報の提供も拒否するため、臓器収奪のターゲットになりやすい。

2006年、カナダの人権弁護士、デービッド・マタス氏及び元カナダ国務省アジア太平洋担当大臣のデービッド・キルガー氏は、法輪功学習者からの臓器収奪を告発するために調査を行った。その結果、幅広い状況証拠から、告発は真実であり、数万人の法輪功学習者が臓器摘出によって殺害されたと考えられるとの結論に達した。

中国での臓器移植手術数は1999年から飛躍的に増加しており、これは、法輪功学習者に対する不法かつ残酷な迫害の開始と時期的に一致している。公的な臓器提供登録制度がなく、かつ死刑執行が減少する中で、拘束されている法輪功学習者は、必要に応じてすぐに臓器を提供できる生きたドナーの供給源となったのである。

法輪功学習者は拘束中、血液検査、尿検査、X線検査及び理学的検査を受けることになっている。拘束されている法輪功学習者は本来、迫害と拷問を受ける対象になっているので、それらの検査が健康上の関心によって行われているとは考えられない。何らかの見返りがなければ、留置所が余計な費用を投じて、それらの検査を行うことは考えにくい。生きている法輪功学習者からの臓器収奪は、中国共産党の高官たちが共謀して行っている。

米国国務省が発表した2011年度人権報告書と、中国問題に関する米国連邦議会・行政政府委員会（CECC）の2012年度報告書はあいついで、中国では法輪功学習者と死刑囚の臓器が移植売買に使われていると指摘した。国際社会では、法輪功学習者からの臓器狩り事件に対する注目は日ごとに増えている。

現在日本では、中国との間の経済的利益への影響を恐れ、中国の不当・不合理な行為に目をつぶる傾向があります。しかしながら、ここで疑われている行為は、単なる不当な行為ではありません。歴史に類のない組織的、残虐、悪質且つ非人道的な行為です。

さらに、中国の臓器移植はビジネス化されており、日本人は、その主たる「顧客」といわれています。日本における「ビジネス」展開のため、その一端を担う「ブローカー」が日本で暗躍している可能性があり、その意味で、中国における臓器移植は、直接日本に関係する問題でもあります。

日本は、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」および「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」という国際人権規約の署名国であり、臓器売買のために宗教あるいは政治犯を殺害する行為は、驚愕的かつ容認することができない人権犯罪である。我が国の政府と議会は傍観することなく、生きている法輪功学習者から臓器を摘出して売買するという中国共産党の悪行を公に非難するとともに、中国当局に法輪功に対する迫害を直ちに停止するように要求すべきである。また、日本国民を中国共産党の人権暴行の共犯者にさせないために、日本国民が臓器移植の目的で中国に渡航することを禁止すべきである。

よって、日本政府に対して、下記のことについて要望する。

- ① 日本国民が臓器移植の目的で中国に渡航することを禁止する法律を制定する。
- ② すべての囚人、特に法輪功学習者および他の宗教、少数民族団体に対する臓器狩りの悪行を直ちに停止するよう中国当局に促すとともに、すべての移植用臓器には明確な書面による同意を得たものでなければならないと、要求する。
- ③ 臓器移植に対して全面的な公開調査を行い、違法に「臓器狩り」を行う首謀者を起訴するように中国当局に呼びかける。
- ④ 直ちに法輪功に対する13年間も続く迫害を終わらせるよう、中国共産党に要求する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 3月18日

青 森 県 上 北 郡 六 戸 町 議 会